

学校と著作権

宇都宮市教育センター

～教育活動で自由に利用できるための条件を知ろう～

教育現場での著作権の利用を円滑にするため、著作権者の了解を得ずに著作物を利用できる例外措置が一部拡大されました。(H.15.6, 著作権法一部改正) そこで、「学校における教育活動と著作権」、「児童・生徒への指導に当たっての配慮事項」について特集しました。

学校における教育活動と著作権

学校で著作権者の了解なしに著作物を利用できる例外規定に当てはまる例

1 複製と配布

教員又は児童・生徒が、教材として使うために他人の作品をコピーして配布する場合



教員が授業で使用するために、小説などをコピーして児童・生徒に配布する場合
児童・生徒が、「調べ学習」のために、新聞記事をコピーして、他の児童・生徒へ配布する場合



教員が、ソフトウェアなどを児童・生徒が使用する複数のパソコンへコピーする場合
教員や児童・生徒が、販売用のドリル教材などをコピーして配布する場合



〔利用できる条件〕

- ・授業を担当する教員やその授業を受ける児童・生徒がコピーすること
- ・本人（教員または児童・生徒）の授業で使用すること
- ・コピーは、授業に必要な限度内であること
- ・既に公表された著作物であること
- ・その著作物の書類や用途などから判断し、著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・原則として著作物の題名、著作者名などの「出所の明示」をすること

2 上演・演奏

学芸会、文化祭、部活動などで他人の作品を上演・演奏・口述（朗読等）・上映する場合



文化祭・学芸会などで、演奏や演劇を行う場合



音楽や劇の鑑賞の料金をとる場合

2 引用

発表用資料やレポートの中で他人の作品を「引用」して利用する場合



○ 教員が、研究会の発表資料を作る際に、指導の成果を解説するための素材として児童・生徒の読書感想文の一節を「引用」して使う場合

地域産業の歴史について調べている児童・生徒が、自分の考えを記述するにあたり、博物館のホームページから入手した郷土の歴史の文章の一部を「引用」し、自らの考えを補強する場合

ある画家の一生を取り上げた美術部の生徒が、発表資料を作る際に、表現技法の解説のため何点かの作品を「引用」して使う場合



✕ 修学旅行で使う資料の最後に参考資料として、市販のいくつかの旅行ガイドブックから名所・旧跡の記事を集めて掲載する場合

小説の感想文の結論部分に、他の雑誌に載っていたその小説に関する評論文をそのまま使う場合

児童・生徒への指導に当たっての配慮事項

著作権に関する指導にあたっては、著作権法に触れることにこだわることなく、児童・生徒の発達段階に応じて少しずつ理解させていくことが大切です。

著作権は、せっかく知恵や労力をふりしぼって作った作品を勝手に利用されて、作った人の利益が奪われてしまうのを防ぐ権利です。例えば、子どもが作った工作を先生に勝手に変えられたら傷ついて「もう作りたくない。」

と思う子どもがでてくるかもしれません。そうなることを防いで、逆に子どもたちのやる気を起こさせるのが「著作権」です。「みんなのやる気」を保護することによって文化が発展していくことを理解させていくことも指導の大事なポイントになります。

日ごろの学習の中で、少しずつ身につけさせていく必要があります。

日常的な指導のポイント

他の人の了解を得るということは、一種の契約であり、それは、社会のルールであることを理解させる

他の人のものを勝手に使うのではなく、了解を得て使うことが必要なことに気付かせる

人がそれぞれの思いを込めて作ったものを尊重する気持ちをもたせる

他の人が作ったものを利用するときには、自分のものと同じように使われたときにどう思うかということを考えさせる

本紙は、文化庁ホームページ内の「学校における教育活動と著作権」をもとに作成しています。

詳しくは、<http://www.bunka.go.jp/index.html> 「著作権 ～新たな文化のパスワード～」もご覧ください。